

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

(回答) 平成21～23年度までの保険料については、各団体の代表からなる南知多町介護保険運営協議会において審議され、町議会において決定されます。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答) 保険料の負担については、段階的に所得に応じた配慮がなされています。また、年度途中において負担能力が著しく低下した方への保険料の減免規定が設けられており、新たに減免する考えはありません。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

(回答) 現在行っている、特定入所者介護サービス以外は予定しておりません。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

(回答) 制度の趣旨に則り、実際の利用者の状況を勘案したサービスを行っている。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

(回答) 整備については、知多半島圏域の中で調整し、整備されるものです。本町としては、大字内海地内に特別養護老人ホーム「大地の丘」(定員80名)と大字豊丘地内に特別養護老人ホーム「あい寿の丘」(定員60名)の2施設があります。「大地の丘」については、H21年度に20床の増床を予定しています。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答) 研修としては、日本福祉大学に委託し、サービス提供事業者を対象に、介護サービス適正実施指導事業の一環として、他市町と合同で研修会を実施している。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 配食サービスを実施する予定はありません。ふれあい昼食会は年間、半島側で24回、離島で8回、計32回実施しております。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

(回答) 実施予定はありません。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(回答) 大字内海地区で3箇所、ボランティアにより開催されております。今後、ボランティアグループの育成を社会福祉協議会と共に検討していきます。

(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答) 現在は、認定調査票及び医師意見書において「普通障害」及び「特別障害」の範囲と判定された方を控除の対象としている。

これ以外の認定者を対象とすることは予定しておりません。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答) 個別送付はしておりませんが、申告会場等で対象者と思われる方には、情報提供し、申請していただいている。

個別に送付する予定はありません。

2. 高齢者医療の充実について

- ①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

(回答) 県制度が廃止後も引き続きひとり暮らし非課税者の医療費助成においては、町単で半額助成を行っております。

70歳以上の高齢者については、現在は対象外であり、今後の予定もありません。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答) 愛知県後期高齢者医療広域連合の指示を仰ぎます。

- ③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 県の医療費助成制度に則り医療費の支給を行います。

- ④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

(回答) 国保被保険者以外の方については、対象外とし、後期高齢者医療制度で財政支援が確保されれば、検討課題とします。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 現在は就学前児に受給者証を交付。今後は年齢拡大の検討をします。

- ②妊娠婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

(回答) 妊婦健診については、平成19年度より2回から5回に、産婦健診については、平成21年度より実施予定。妊娠健診の回数については、現行の5回で実施予定。

4. 国保の改善について

- ①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答) 法定繰入以外は、行っていません。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(回答) 保険税は、特定の目的に使うために課税するものであり、加入者全てが医療を受けることがあるから、公平に課税しています。

実施するには、制度改革が必要です。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

(回答) 減免制度につきましては、現状の制度の範囲で運用を考えており(低所得世帯に対する軽減制度もあり)、拡充は国保財政への負担増となるため考えていません。

(回答)現状制度「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者及びこれに準ずると認められる者」

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)町条例に「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者及びこれに準ずると認められる者」となっており、現状要件「前年所得が200万円以下で当年の見込所得が2分の1以下に減少すると認められる世帯」の範囲内で運用を考えており、拡充は国保財政への負担増となるため考えていません。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

(回答)公費負担対象者の方には、資格証明書交付を行っていません。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答)保険税の徴収については、こまめに臨戸訪問を実施することにより、納付指導、分納相談等を行い、完納していただけるよう努力しております。また、短期証・資格証明書の対象とならないように他の税に優先して納付するようにしており、加入者の生活実態を無視するようなことはしません。しかし、悪質な場合は差押もやむを得ないと考えている。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

(回答)厚生労働省が示した国保税の特別徴収に係る対象者判断基準により、対象者の意向を確認するため通知し、納付方法変更申出書を提出していただいた者以外は、特別徴収にて納付していただく。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

(回答)現在は実施しておりません。予定もありません。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

(回答)独自制度による撤廃の予定はありません。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

(回答)総合した負担軽減策を独自に講ずる予定はありません。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

(回答)第1期計画と同様に意見を聞きながら計画を策定する予定です。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答)

- ・ 特定健診及び歯周疾患検診については、無料で実施。
- ・ がん検診については、自己負担金を徴収しています。

胃がん1,000円、子宮がん1,000円、乳がん1,300円、大腸がん500円、前立腺がん600円、肺がんはX線検査のみで無料で実施。

- ・ 特定健診については、特定保健指導の実施も考慮しなければならないので、通年を通しての実施の予定はありません。歯周疾患健診についても、通年実施の予定はありません。

- ・ 集団と個別健診については、町内医療機関の設備などの条件もあり、個別医療機関委託方式を実施する予定はありません。

- ②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

(回答)35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳対象で、年1回無料実施。

7. 地方税の徴収について

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。

(回答)地方税法の規定に基づき平成21年10月から実施します。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。
- ③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上